

飲食店に対する時短要請協力金の概要

まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市及び熊本市を除く県内全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的(※)に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

1 要請期間

- ①熊本市：令和3年5月16日(日)午後8時～令和3年6月13日(日)午後12時
- ②熊本市を除く熊本県内全域：令和3年5月16日(日)午後9時～令和3年6月13日(日)午後12時

2 対象区域

- ①熊本市(まん延防止等重点措置区域)
- ②熊本市を除く熊本県内全域

3 対象者

- ①熊本市：午後8時以降も営業している飲食店等(約4,500店舗)
- ②熊本市を除く熊本県内全域：午後9時以降も営業している飲食店等(約4,000店舗)

4 要請内容

- ①熊本市：営業時間を午後8時までに短縮(終日の酒類提供・持ち込みは行わない)
- ②熊本市を除く熊本県内全域：営業時間を午後9時までに短縮(酒類提供・持ち込みは午後8時30分まで)

5 交付額

(※)遅くとも18日(火)から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金をお支払いします。

<中小企業等(売上高方式)>

①熊本市(まん延防止等重点措置区域)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

②熊本市を除く熊本県内全域

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

<大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

- ①上限額(熊本市)：20万円
- ②上限額(熊本市を除く熊本県内全域)：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

- ◇コールセンター：
平日午前9時～午後5時
Tel：096-333-2828
(5月15日(土)、16日(日)は対応)
- ◇飲食店の見回りを実施